

## 福井県報

第 2666 号  
平成 27 年  
10月6日(火)  
火・金曜日 発行  
1月1,800円郵送料共

## 目次

告示  
○農用地利用配分計画の認可申請(五  
三二・地域農業課)……………一

## 公告

○平成二十八年准看護師試験の実施(地域医療課)……………一  
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(県立病院)……………二  
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四

## 告示

## 福井県告示第532号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、福井県農地中間管理機構から次のおり権利の移転に係る農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により告示する。

なお、この告示に係る利害関係人は、この告示の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、福井県知事に意見書を提出することができる。

平成27年10月6日

福井県知事 西川 一誠

1 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名または名称	住所
合同会社ベアラファーム	南条郡南越前町清水第1号27番地の1
	南条郡南越前町清水25字2番 ほか23筆

2 縦覧期間

平成27年10月6日(火)から10月

20日(火)まで

3 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県農林水産部地域農業課

4 意見書の提出先

## 公告

福井県農林水産部地域農業課  
〒910-8580  
福井市大手3丁目17番1号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定に基づき、平成28年准看護師試験(以下「試験」という。)を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)第19条の規定により、次のとおり告示します。

平成27年10月6日

福井県知事 西川 一誠

1 試験期日

平成28年2月15日(月)

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

福井県国際交流会館 第1・2会議室

福井市宝永3丁目1-1

3 試験科目

人体の仕組みと働き 食生活と栄養

薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防

看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の

仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護

老年看護 母子看護 精神看護

4 受験資格

試験は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者でなければ受けることができません。

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成28年3月までに修業する見込みの者を含む。)

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准

看護師養成所を卒業した者（平成28年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成28年3月までに修業する見込みの者を含む。）

(4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（平成28年3月までに修業する見込みの者を含む。）

(5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成28年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

(6) 外国の看護師学校を卒業し、または外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認められた者

(7) 外国の看護師学校を卒業し、または外国において看護師免許を得た者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められた者

この場合において、福井県准看護師試験受験資格認定の手続および審査方法については、別に定めるところによる。

※県外居住者の受験については、福井県内の養成所を卒業または卒業見込みの者、もしくは資格取得後速やかに福井県内に就職する者のみとします。

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類等を添えて、県内に住所を有する者または県内の学校もしくは養成所に在学する者は当該住所または学校もしくは養成所を所管する健康福祉センターに、これら以外の者は福井県健康福祉部地域医療課に提出してください。

(1) 受験資格を有する旨を証明する書類（4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は学校の修業証明書もしくは修業見込証明書または准看護師養成所もしくは看護師養成所の卒業証明書もしくは卒業見込証明書、4の(6)または(7)に該当する者はこれらに該当する旨を証明する書類）

1 通

なお、修業見込証明書または卒業見込証明書を提出した者については、卒業後速やかに修業証明書または卒業証明書を提出してください。

(2) 写真（出願前6か月以内に脱帽の上半身像を正面から撮影した写真で、大きさが縦6センチメートルおよび横4センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日および氏名を記載してください。）

1 葉を写真台紙（受験願書）に貼り付け、撮影年月日、氏名および卒業養成所名を記載してください。

6 試験手数料

試験手数料6,900円分の福井県証紙（消印しないこと）を受験願書に貼り付けてください。

なお、出願書類の提出後は、試験手数料の返還はしません。

7 受験願書の提出期間

平成28年1月4日（月）から同年1月7日（木）までの午前8時30分から午後

5時15分まで

ただし、受験願書を郵送する場合は必ず書留郵便で行い、平成28年1月7日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付します。

9 合格者の発表

合格者の発表は、平成28年3月10日（木）午前10時にその受験番号を福井県庁1階掲示板に掲示するとともに福井県健康福祉部地域医療課のホームページで公開します。電話等による問い合わせには応じません。

10 合格証書の交付

試験の合格者には、合格証書を交付します。ただし、学校、准看護師養成所または看護師養成所を平成28年3月までに卒業する見込みの者で修業証明書または卒業証明書に代えて修業見込証明書または卒業見込証明書を提出した者については、同年3月31日（木）午後5時までに修業証明書または卒業証明書を提出した場合に限り、合格証書を交付します。

11 試験結果の開示

この試験の結果については、福井県個人情報保護条例の規定に基づき、書面で開示（本開示）を請求することができます。次の手続により口頭で開示（簡易開示）を請求することもできます。

(1) 開示の内容等

① 口頭で開示を請求できる者  
平成28年准看護師試験受験者本人

② 開示内容

個人の総合得点

③ 開示期間

合格発表日から1か月間

④ 開示場所

福井市大手3丁目17-1  
福井県健康福祉部地域医療課（福井県庁3階）

(2) 口頭による開示請求の手続

開示請求に当たっては、受験票または本人が確認できるものを持参の上、午前8時30分から午後5時15分まで（合格発表日は午前10時から午後5時15分まで）の間に、請求者本人（代理人は不可）が直接福井県健康福祉部地域医療課へお越しください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付しておりません。

12 その他

(1) 受験願書は、福井県健康福祉部地域医療課において交付します。

(2) 受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部地域医療課（福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0345）または各健康福祉センターあてに行ってください。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。  
平成27年10月6日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達（購入）をする物品および役務の名称（以下「調達物品等」という。）および数量

人工透析システムの購入および保守業務委託 一式

(2) 調達物品等の仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 機器納入期限

平成28年1月29日（金）

(4) 保守期間

納入日の翌日から平成34年1月31日

この場合に、福井県において翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合には、この契約を解除する。

(5) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て

、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが

行われている者でないこと。

(4) 福井県のすべての県税に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し

た電子計算処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう場合は、入札手続に支障がない場合に限って、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

平成27年10月6日（火）から平成27年10月20日（火）まで（福井県の休日等を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、別紙様式1）を次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し資格の確認を受けなければならぬ。

(1) 申請書等の提出期間

平成27年10月6日（火）から平成27年10月20日（火）まで（休日を除く。）の9時から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

ただし、申請書の添付書類について電子入札システムを使用して送信できない場合は、(3)に定める場所に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便を利用すること。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課

利用環境サービス室

イ 提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合）は簡易書留郵便とする。）

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者  
5(2)と同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者  
下記(イ)から(ロ)の要領で作成し、持参すること。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 別紙様式3の入札書を、当該調達役務の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ロ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達役務名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(ロ) 提出場所  
5(3)アに同じ。

(2) 入札書の提出期間  
平成27年11月16日(月) 9時00分から平成27年11月17日(火) 16時まで

(3) 開札日時  
平成27年11月18日(水) 9時00分

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8

に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項  
この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
〒910-8526  
福井県福井市四ツ井2丁目8-1  
福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室 担当 入羽(にゆう)ば) 電話 0776-57-2944

10 その他  
(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨  
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金  
福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効  
福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否  
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときはその旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に基づく、指名停止等の措置を講じることがある。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(ア) 入札参加資格審査を申請する時期と場所  
申請者の受付時期  
福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県会計局会計課  
総務事務第3グループ  
電話 0776-20-0253

11 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Dialysis system ISet and System Maintenance Commission

(2) Date, Time of Bidding:  
9:00 AM 18th November 2015

(3) Deadline for delivery:  
29th January 2016

(4) The place for delivery and contact point for the notice:  
Property Management Division,  
Fukui Prefectural Hospital,  
2-8-1 Yotsui, Fukui-City, Fukui-Prefecture,  
910-8526 Japan.  
TEL 0776-57-2944

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、美浜町長から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成27年10月6日  
福井県知事 西川 一誠

1 都市計画の種類および名称  
(1) 種類  
都市施設(汚物処理場)  
(2) 名称  
美浜都市計画汚物処理場

2 縦覧場所  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県土木部都市計画課

平成二十七年十月六日印  
平成二十七年十月六日發  
福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県 印刷  
福井県福井市手書二丁目五十一二十七 發行の印刷所 ☎〇三三三三番  
発行人 一九一〇一八五八〇  
印刷人 一九一〇一八五八